

基本保育料及び預かり保育料が無償化の対象となるためには、文京区から保育の必要性に係る「施設等利用給付認定」（以下、「認定」という。）を受ける必要があります。認定を受けていない期間については補助対象外となりますのでご注意ください。

以下の内容をご確認いただき、申請方法のとおりご申請をお願いいたします。なお、今回は認定申請のご案内となります。補助金の申請方法については園を通じて別途6月頃にご案内いたします。

必ず入園前までに認定申請をご提出ください！

認定開始日は遡れません。認定開始日が入園後になった場合、認定のない期間は補助金対象外となります。
※転入者は転入日から14日以内に必ずお手続きください。

1 認定の種別について※補助金の対象となるためには、必ず何れかの認定を取得する必要があります。

認定には「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」の3つの種別があります。年齢、保育の必要性等によって、それぞれ対象が異なりますので、以下をご確認の上、適切な認定を選択し手続きを行ってください。なお、「保育の必要性」の要件については2ページの【参考①】をご参照ください。

【1】3歳児～5歳児クラスに入園予定の方の認定について

※生年月日が令和3年4月2日から令和6年4月1日までの方

(1) 1号認定

- ・ 3歳児～5歳児クラスに入園予定の方で、保護者全員に「保育の必要性」がない方が対象となります。
- ・ 1号認定を取得した場合、「基本保育料部分」のみが補助対象となります。

(2) 2号認定

- ・ 3歳児～5歳児クラスに入園予定の方で、保護者全員に「保育の必要性」がある方が対象となります。
- ・ 2号認定を取得した場合、「基本保育料」及び「預かり保育料」が補助対象となります。

【2】満3歳児クラスに入園予定の方の認定について

※生年月日が令和6年4月2日以降の方

※プレ幼稚園の場合、幼児教育・保育無償化に係る各種補助事業は全て対象外となります。

(1) 1号認定

- ・ 満3歳児クラスに入園予定の方は原則1号認定となります（3号認定対象者を除く）。
- ・ 1号認定を取得した場合、「基本保育料部分」のみが補助対象となります。
- ・ 「預かり保育料の補助」を受けるためには、「満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書」、及び「保護者全員分の「保育の必要性」を証明する書類」をご提出ください。

(2) 3号認定

- ・ 施設の利用を開始する年度の4月1日時点で0歳から2歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」がある非課税世帯の方が対象となります。【課税世帯は対象外】
- ・ 3号認定を取得した場合、「基本保育料」及び「預かり保育料」が補助対象となります。
- ・ 認定期間は非課税の間のみで、3歳児クラスに上がる際には2号認定への認定変更申請が必要です。
- ・ 満3歳児クラスに在籍している課税世帯の方は3号認定を取得できません。1号認定を取得してください。

【参考①】 保育の必要性の事由

認定類型		「保育の必要性」の事由
就労		月48時間以上の就労をしている
就学		学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動		求職活動を継続的に行っている（原則、3ヶ月。年度に一回のみ更新可※最長6ヶ月）
疾病		疾病にかかり、もしくは負傷している
障害		精神もしくは身体に障害を有している
出産		妊娠中または出産直後（出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで）である
看護・介護		同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している
その他	育児休業取得時の継続利用	児童のきょうだい（弟・妹）の育児休業を取得しながら、児童が引き続きその施設を利用している
	その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧など

※「保育の必要性」を証明する書類については、7ページをご確認ください。

※入園前から育児休業を取得している場合は、「育児休業取得時の継続利用」の対象外となります。入園後に育児休業を取得する場合は対象となります。

2 認定の手続きについて

以下の内容、および【参考②】を参照し、必要書類等を提出期限までにご提出ください。

【1】 提出書類 ※きょうだいで申請する場合、提出書類は1世帯につき1部ご提出ください。

(1) 1号認定を選択した方

① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（同封の書類）

② マイナンバー関係書類

※詳細は同封の「個人番号（マイナンバー）の記載について」をご確認ください。

③ 認定申請内容チェックシート（同封の書類）

(2) 2号認定、3号認定を選択した方

①～③ 上記のとおり

④ 保護者全員分の「保育の必要性」を証明する書類

※詳細は7ページをご確認ください。

(3) 満3歳児クラスに入園予定で1号認定を選択した方のうち、「預かり保育料の補助」を希望する方

①～③ 上記のとおり

④ 満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書

⑤ 保護者全員分の「保育の必要性」を証明する書類

※詳細は7ページをご確認ください。

【2】 提出先

入園が内定した幼稚園（同封の提出用封筒に封入の上ご提出ください。）

【3】 提出期限

令和9年1月29日（金） ※幼稚園から提出期限の指定があった場合は、その指示に従ってください。

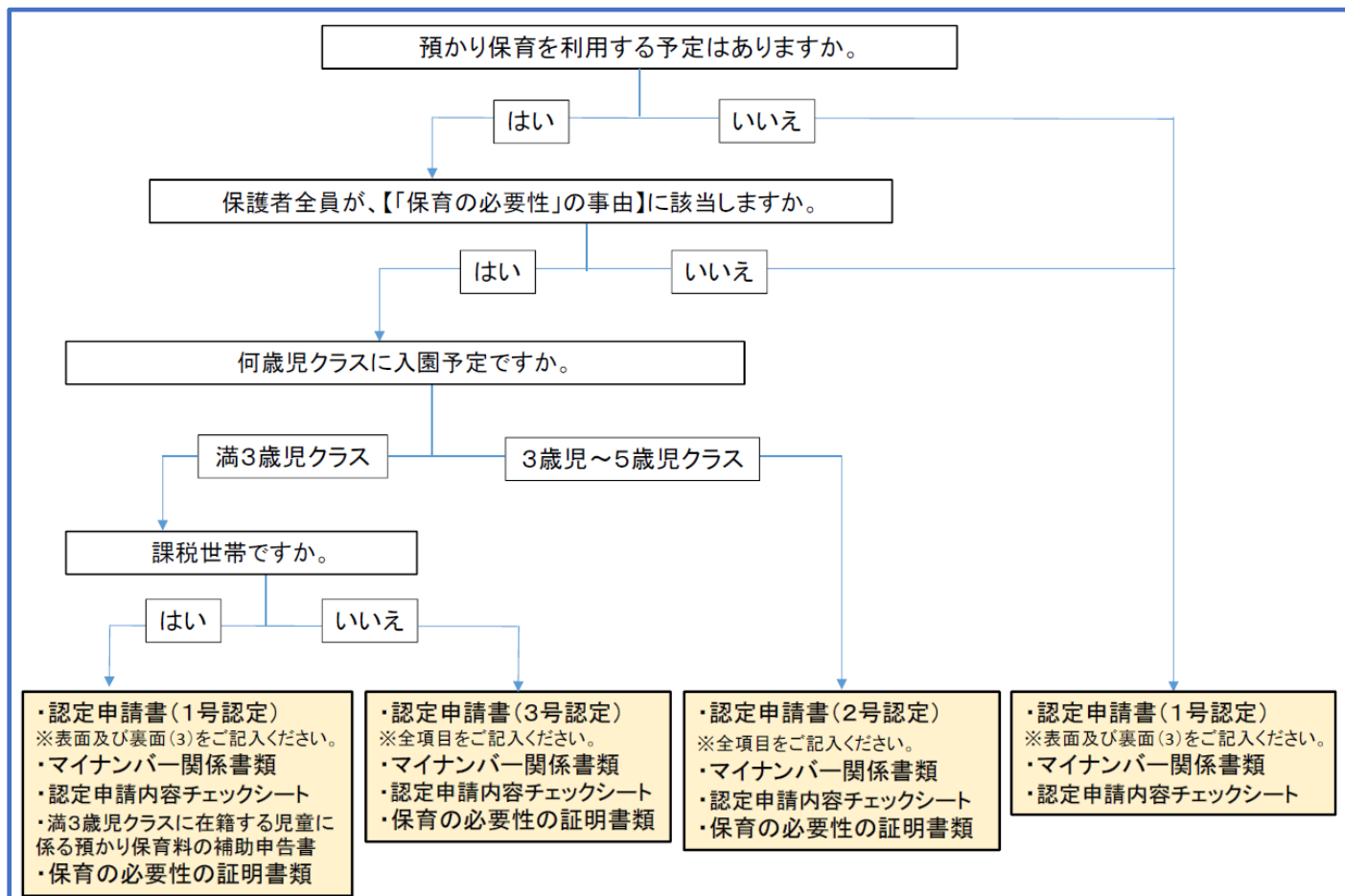
【4】注意事項

- ・ 提出期限に間に合わない場合は、3月5日（金）必着までに、文京区幼児保育課の窓口へ持参、または郵送により直接ご提出ください。
- ・ 補助金を満額受けとるためには、施設利用前（入園前）までに文京区から認定を受ける必要があります。認定日は遡ることができませんので、あらかじめご了承ください。転入される場合には、転入日から14日以内にご提出ください。
- ・ 申込児童又はきょうだいが令和9年度に認可保育園に申し込みをしており、幼児保育課に「保育の必要性」の証明書類を提出済みの方は、「保育の必要性」の証明書類の添付を省略することができます。省略する場合は、③認定申請内容チェックシートの「既に文京区に証明書類を提出している。」に☑を入れて提出してください。なお、その場合にも①～③の書類につきましては提出していただく必要がございます。
- ・ 提出書類をすべてそろえた上で、ご提出くださいますようお願いいたします。
- ・ 到達及び提出確認についてお問い合わせいただいても、取扱件数の状況により、回答が難しい場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ 満3歳児クラス在籍者の預かり補助の対象は「在籍している幼稚園での預かり」のみです。認可外保育施設を利用した預かり保育料は補助の対象外となります。

【5】 認定結果の通知について

ご提出いただいた書類を確認の上、3月下旬から4月上旬に郵送で認定結果を通知します。在園期間中は大切に保管をお願いいたします。

【参考②】 提出書類フローチャート



3 保護者補助金について

文京区では償還払いを採用しているため、まず保育料等を直接園にお支払いいただきます。その後、文京区より半年ごとに基準額を交付いたします。

【1】基本保育料に対する補助金

- ・ 補助月額（上限）：「施設等利用費（28,000 円）」と「園児保護者負担軽減補助金（階層により補助額変動。別表参照）」を合算した金額
※補助対象経費が補助上限額を下回った場合、補助額を調整（減額）します。
- ・ 補助対象経費は、園則に記載されている入園料・保育料及びその他学納金（全保護者が毎年支払うもの）です。
- ・ 認定を取得しているすべての方が対象です。

【別表】「施設等利用費・園児保護者負担軽減補助金」補助金額（限度額）

階層 区分	区市町村民税所得割課税額※1 (世帯の合計税額、税額控除適用前)	補助金額（月額）			
		子区分※2	施設等利用費	園児保護者負担 軽減補助金※3	補助合計額
①	生活保護世帯	第1子	28,000 円	11,400 円	39,400 円
		第2子			
		第3子以降			
②	区市町村民税非課税世帯 又は 区市町村民税所得割非課税世帯 (年収約 270 万円以下)	第1子	28,000 円	8,400 円	36,400 円
		第2子		11,400 円	39,400 円
		第3子以降			
③	区市町村民税所得割課税額が 1 円～77,100 円の世界帯 (年収約 360 万円以下)	第1子	28,000 円	7,000 円	35,000 円
		第2子		11,400 円	39,400 円
		第3子以降			
④	区市町村民税所得割課税額が 77,101 円～211,200 円の世界帯 (年収約 680 万円以下)	第1子	28,000 円	7,000 円	35,000 円
		第2子		10,800 円	38,800 円
		第3子以降			
⑤	区市町村民税所得割課税額が 211,201 円～256,300 円の世界帯 (年収約 730 万円以下)	第1子	28,000 円	7,000 円	35,000 円
		第2子		10,200 円	38,200 円
		第3子以降			
⑥	区市町村民税所得割課税額が 256,301 円～372,100 円の世界帯 (年収約 1,000 万円以下)	第1子	28,000 円	7,000 円	35,000 円
		第2子			
		第3子以降			
⑦	区市町村民税所得割課税額が 372,101 円以上の世帯 (所得制限なし)	第1子	28,000 円	7,000 円	35,000 円
		第2子			
		第3子以降			

※1 園児保護者負担軽減補助金における補助金額の算定は、以下のとおりです。

4 月から 8 月まで…前年度（令和 8 年度）の区市町村民税所得割課税額

9 月から翌年 3 月まで…当年度（令和 9 年度）の区市町村民税所得割課税額

指定都市で課税されている方は、旧税率（6％）で算出した市民税所得割課税額を用いて決定します。

※ 2 年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子のうち、1 人目を第 1 子、2 人目を第 2 子、3 人目以降を第 3 子以降として算定します。

例：小学校 5 年の長男（第 1 子）、小学校 3 年の次男（第 2 子）、幼稚園年長の長女（第 3 子）

※ 3 ひとり親世帯等の特例が適用される場合、〈②階層を①階層〉、〈③階層を②階層〉として算定します。

【2】預かり保育料に対する補助金

2 号認定又は 3 号認定を取得している方、満 3 歳児クラスに在籍する児童で「保育の必要性」の確認を受けている方が対象となります。補助額は以下のとおりとなります。

① 2 号認定者：【幼稚園の預かりを利用した場合】 $490 \text{ 円} \times \text{利用日数}$ と実支出額のいずれか低い額

【認可外保育施設を利用した場合】月額 12,300 円と実支出額のいずれか低い額

② 3 号認定者：【幼稚園の預かりを利用した場合】 $490 \text{ 円} \times \text{利用日数}$ と実支出額のいずれか低い額

【認可外保育施設を利用した場合】月額 17,700 円と実支出額のいずれか低い額

③ 満 3 歳児クラス対象者：【幼稚園の預かりを利用した場合】 $490 \text{ 円} \times \text{利用日数}$ と実支出額のいずれか低い額

【認可外保育施設を利用した場合】対象外

※ 認可外保育施設を利用した場合の預かり保育料が補助対象となるためには、在籍している幼稚園の預かり保育料無償化対象範囲が「認可外保育施設まで」であり、預けている認可外保育施設が「無償化対象」である必要があります。

※ 満 3 歳児クラスに在籍する児童で「保育の必要性」の確認を受けている場合は幼稚園での預かり保育料のみが補助対象です。認可外保育施設に預けた場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

【3】入園料補助金

・ 補助額（上限）：同一園児一度のみ「70,000 円」。

※在籍している園の入園料が補助上限額を下回った場合、補助額を調整（減額）します。

・ 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までに新たに幼稚園へ入園した園児の保護者で、入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し通園している方が対象となります。

【4】園則外徴収の副食費に対する補助金

・ 補助月額（上限）：5,100 円。

・ 「生活保護世帯」、「非課税世帯」、「区民税等の所得割課税額が 77,101 円未満である世帯」、または「第 3 子以降の方※」が対象となります。

・ 補助対象経費は「副食費（おかず・おやつ代等）」となります。牛乳、おやつのみ提供及びお弁当については対象外です。

※ 子の算定方法は小学校 3 年生までの児童をきょうだいとして算定します。小学校 4 年生以上はきょうだい区分から除かれます。園児保護者負担軽減補助金の算定とは異なりますのでご注意ください。

【5】その他

補助金の詳細や申請方法については 6 月頃に園を通じてご案内いたします。現在、令和 9 年度保護者補助金の申請は行えませんので、予めご了承ください。

また、補助金額等については令和 9 年度に変更がある場合がございます。その旨ご留意ください。

5 問い合わせ先

文京区こども未来部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21 12 階 [TEL:03-5803-1823](tel:03-5803-1823)（直通）

「認定のための必要書類について」

★「保育の必要性」の事由		証明書類（世帯の保護者全員分が必要です）
就労（予定含む） 〈給与所得者〉		*全ての勤務先における就労証明書 （勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください）
就労（予定含む） 〈自営業者〉	月48時間以上の就労をしている	① *全ての勤務先における就労証明書 （ご自身で書式の両面を記入してください） ② 営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー （きょうだいの申請等で既に提出し、状況に変更がない場合は、その旨を余白に記載いただければ、省略できます）
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している	① *就学内容状況書 ② 在学証明書 ③ カリキュラム
求職活動	求職活動を継続的にを行っている （原則、3ヶ月。年度に一回のみ更新可 ※最長6ヶ月）	① *求職活動状況申告書 ② 求職活動中であることが確認できる書類
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神 もしくは身体に障害を有している	*診断書 （通院または入院先の診療担当の方に証明を依頼してください）
障害		障害者手帳のコピー
妊娠・出産	妊娠中または出産直後（出産日から起算して 57日目を経過する月の末日まで）である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日がわかるページのコピー （既に出産されている場合は、出生届済証明のページのコピー）
看護・介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を 含む）を常時介護または看護している	① *介護状況申告書 ② 介護を受ける人の診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証・ケアプラン等のコピー
その他	育児休業取得時の継続利用	*全ての勤務先における就労証明書 （勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください） 【証明書内「⑨育児休業期間」への記入が必要です】 （復職にかかる手続き等は、幼児保育課にお問い合わせください）
	その他法令で定めるもの	必要書類は幼児保育課にお問い合わせください

・「*」の印がついた書類は、文京区所定の様式です。右記のQRコードから所定の様式が掲載されているページへアクセスできます。必要に応じてダウンロードをお願いします。

・証明書類には、有効期限があります。有効期限を切れている書類については転用できませんので、ご注意ください。

・就労証明書等の発行はお時間がかかります。対象となる方はお早めにご準備をお願いします。

